

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
36	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議長 (五九、五二七)	五九、五二七	五九、五二七	付託 (予)可決 五九、五二八	付託 (予)可決 五九、五二八	五九、五二七 可決
37	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (五二七)	五二七	五二七	(予)可決 五二八	(予)可決 五二八	五二七 可決
38	国会職員法の一部を改正する法律案	議長 (五二七)	五二七	五二七	(予)可決 五二八	(予)可決 五二八	五二七 可決
39	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (五二七)	五二七	五二七	(予)可決 五二八	(予)可決 五二八	五二七 可決

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第三六号）
（衆議院提出）

五九、五、一七 衆・議院運営委員長提出

五、一七 衆可決
五、一八 参可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、その計算の基礎となる歳費月額を本年六月から六十二万円（現行六十万円）に引き上げた年額に改定する。
- 2 国庫納付金を、本年六月から歳費月額の百分の九・五（現行百分の九・三）相当額に引き上げる。
- 3 普通退職年金の支給開始年齢を六十歳（現行五十五歳）に引き上げる。
- 4 高額所得者に給する普通退職年金について、その停止年額の限度額を本年七月分から年金額の三割五分（現行二割）に改定する。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、普通退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げ、国庫納付金を歳費月額の百分の九・五相当額に改定するとともに、

昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等所要の改正をしようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議員の応召・帰郷旅費を廃止し、現在八十八万円に据え置かれている議員の歳費月額について、据え置き措置を本年四月から解除するとともに、国会議員から任命された政務次官等の俸給月額についても同様の解除措置を講じようとするものであります。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案は、昭和六十三年三月三十一日から、政府職員等と同様、国会職員の定年を六十歳とし、その他特例措置を設けるとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

本法律案に関しましては、委員会において、民間の定年年齢の動向に応じた定年の再検討並びに職員団体の意向を十分聴取して本法の運用に当たることについて発言があり、事務総長より配慮する旨の答弁がございましたことを申し添えます。

以上三案は、委員会におきまして審査の結果、いずれも可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、林野庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三七号）（衆議院提出）

五九、 五、一七 衆・議院運営委員長提出

五、一七 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

- 1 議員の応召帰郷旅費を廃止する。
- 2 現在八十八万円に据え置かれている議員の歳費月額について、本年四月からこの据え置き措置を解除する。

- 3 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の据え置き措置を解除する。

委員長報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第三八号）（衆議院提出）

五九、 五、一七 衆・議院運営委員長提出

五、一七 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、第九十四回国会で成立した「国家公務員法の一部を改正する法律」と同様、国会職員に昭和六十年三月から定年制度を導入することを主な内容とするもので、その概要は次のとおりである。

一、国会職員の定年は、六十歳とし、政府職員と同様に医師、用務員等については六十五歳の範囲内で特例定年を設ける。

二、勤務の延長及び再任用制度についても政府職員と同様の規定を設ける。

三、施行日に在職する国会職員の定年については、現行の勸奨退職の実情を考慮し、経過規定を設ける。

四、施行期日は、昭和六十年三月三十一日とする。

委員長報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第三九号（衆議院提出）

五九、 五、一七 衆議院運営委員長提出

五、一七 衆議院

五、一八 参議院

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 林野庁に国立国会図書館支部図書館を設ける。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の委員長報告参照